

扶養手当 ASF の場合)。その上、たとえ長期的には(1973年～2000年)所得制限つき給付が所得制限なしの給付よりも増大しているとしても、1995年～2000年ではその割合は安定的である。2000年時点では、所得制限なしに支給される給付は、家族手当のほか、主として単親家庭関連助成(ASF)や幼児保育関連助成(APE、AGED、AFEAMA)である。幼児保育関連助成の近年の発展に伴い、家族給付全体における所得制限なしの給付の割合が1995年当時と同じになっている(支給額全体の72%、うち47%は家族手当のみでしめられる)。しかしながら、1998年1月1日以降、自宅保育手当 AGED の額は受給者の所得に応じて調整され、AFEAMA の補足額も2001年1月1日以降調整されている。この二つの給付額は家族給付全体の8%を占めている。

ところで青年およびその親への支援が、ここ10年ほどの家族政策の第三の優先課題である。特定の家族への移転を強化するために入学手当 ARS は1997年、1998年、1999年に増額され、1999年には扶養すべき子が一人しかいない家庭にもその給付が拡大されることになった。

青年への配慮は歴史的には家族支援システムの優先事項をなしてこなかった。こうしたシステムは税制を通じて先ず学生を支援しているのである。しかし90年代末はある進歩が見られた。家族手当 Af は末子の19歳まで(1998年)、さらに20歳まで(1999年)延長されたのである(もし彼らが同居し、その報酬額が最低賃金 SMIC の55%未満であるならば)。逆に、家族手当の場合、年齢の二つの増額措置は1999年1月1日以降、10歳から11歳に、15歳から16歳に引き上げられた。同様に、貧困で家族数の多い家族の金銭的重圧を軽減するために、家族補足手当 CF が2000年1月1日以降20歳にまで延長されることになった。さらに16歳から25歳までの困難にある青年の社会統合のためのプログラム TRACE が2001年に再び採用され、雇用につながるような奨学金を補足されることになった。

第2章 各種家族給付の動向

(1) 家族手当 AF 受給者数と家族補足手当 CF 受給者数の動向

1998年に家族手当の所得制限の実施によりその受給者数が減少している(-7.6%) (表1)。この措置は先ず二人の子供を持つ家庭を直撃した(表2)。一般的制度の受給者の中で、二人の子供を持つ家庭の数が1997年の12月から1998年の12月の間に7.8%減少し、3人および4人の子供のいる家庭ではそれぞれ5.4%、4.3%の減少にとどまった。しかし1999年以降、政府は家族手当の普遍主義に復帰した。この復帰と、家族給付受給権の年齢制限の19歳から20歳への引き上げは家族手当の受給者の顕著な増大(8.8%増)をもたらし、1999年には97年のレベルを超えた(450万家族ほど、表1)。

ところで家族手当は二人の子供を持つ家族の3分の2の家族に支給され、この割合は増

加しつつある。すなわち1995年12月にはそれは65%に達している。1995年から2000年までにおいて二人の子供を持つ家族の受給者数が4.5%増加しているのに対し、4人以上の子供を持つ家族のそれは5%減少している(表2)。このように子供2人を持つ家族規模への長期的な収斂傾向がみられる。

3人以上の養育すべき子供を持つ家族に対し所得制限の下で給付される家族補足手当CFは家族手当AFよりもより規則的に推移している。90年代後半においてその受給者数は規則的に減少し、95年末の93万8,000から99年末の89万7,000に減少している(-4.4%)。しかし2000年にはこの給付は、子供が21歳に達するまでに引き上げられたために、その受給者数は3.2%増加している。

なお新学期手当ARSの受給家族数は、1人の子供を持つ家族(ただし他のいかなる給付も受けていない)への給付の拡大(1998年の家族会議で決定)により4%の伸びを示した後で、2000年には若干減少している。こうしてすべての制度を含めて2000年の入学時に300万家族が新学期手当を受けている(表1)。1人の子供と2人の子を持つ家族はそれぞれ、この手当の受給者の24%、41%を占めている(表2)。

表1 家族給付受給者数の動向(1992-2000) (1,000家族、増減率%)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
家族手当	4,474	4,484	4,475	4,473	4,472	4,441	4,103	4,466	4,473
AF	(-0.4)	(0.2)	(-0.2)	(0.0)	(0.0)	(-0.7)	(-7.6)	(8.8)	(0.2)
家族補足手当	925	941	943	938	918	903	903	897	926
CF	(1.6)	(1.7)	(0.2)	(-0.5)	(-2.1)	(-1.6)	(0.0)	(-0.6)	(3.2)
新学期手当	2,708	2,833	2,895	2,912	2,913	2,950	2,937	3,054	3,012
ARS	(0.0)	(4.6)	(2.2)	(0.6)	(0.0)	(1.3)	(-0.5)	(4.0)	(-1.4)
幼児手当	475	472	475	485	405	401	408	410	413
APJE(短)	(-5.0)	(-0.7)	(0.7)	(2.1)	(-16.4)	(-1.2)	(1.7)	(0.6)	(0.7)
幼児手当	1,364	1,346	1,292	1,167	1,073	1,016	1,016	1,006	1,023
APJE(長)	(-0.5)	(-1.4)	(-3.9)	(-9.7)	(-8.1)	(-5.3)	(0.1)	(-1.0)	(1.7)
養育親手当	162	154	175	303	448	528	536	533	534
APE	(-6.9)	(-5.1)	(13.9)	(73.0)	(48.0)	(17.7)	(1.6)	(-0.6)	(0.4)
自宅保育手当	15	21	25	47	67	82	73	65	61
AGED	(25.0)	(38.0)	(20.8)	(87.2)	(42.3)	(23.2)	(-10.8)	(-10.6)	(-7.2)
保母雇用家族助成	163	222	273	326	384	436	486	520	564
AFEAMA	(48.2)	(36.4)	(22.8)	(19.3)	(17.8)	(13.7)	(11.4)	(6.9)	(8.6)
一人親手当	138	145	152	148	149	151	150	155	157
API	(3.8)	(4.7)	(5.2)	(-2.7)	(0.6)	(1.3)	(-0.4)	(3.3)	(1.0)
家族扶養手当	467	478	496	506	514	522	533	551	553
ASF	(0.1)	(2.4)	(3.9)	(2.0)	(1.6)	(1.6)	(1.9)	(3.5)	(0.3)

出所：Lhommeau[2001] (注：被用者からなる社会保障一般制度の他、国鉄従業員制度や公務員制度などの特別制度、農業制度等を含んだ受給者)

表2 子供数に応じた給付受給家族 (1,000家族)

	1996	1997	1998	1999	2000(%)
AF					
・1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 (0.0)
・2人	2,466.5	2,494.0	2,299.0	2,550.0	2,576.8(66.0)

・ 3人	974.2	975.0	922.0	991.0	991.1(25.4)
・ 4人以上	354.6	347.0	332.0	345.0	336.8 (8.6)
・ 合計	3,795.3	3,817.0	3,553.0	3,886.0	3,904.7(100.0)
ARS					
・ 1人	447.6	451.0	461.0	637.0	645.4(23.7)
・ 2人	1,068.0	1,134.0	1,126.0	1,120.0	1,104.5(40.6)
・ 3人	687.2	682.0	688.0	693.6	683.6(25.1)
・ 4人以上	306.2	292.0	293.0	296.0	286.9(10.5)
・ 合計	2,509.1	2,559.0	2,568.0	2,746.0	2,720.4(100.0)
APE					
・ 1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0(0.0)
・ 2人	242.1	303.3	305.6	301.1	300.1(61.6)
・ 3人	122.8	131.5	135.9	138.3	141.2(29.0)
・ 4人以上	43.7	45.0	45.5	45.7	46.1(9.5)
・ 合計	408.6	479.8	487.0	485.1	487.4(100.0)
AGED					
・ 1人	14.2	17.6	14.5	10.8	10.7(17.7)
・ 2人	32.4	40.2	36.1	32.9	29.6(48.9)
・ 3人	15.8	19.2	17.8	17.4	16.4(27.1)
・ 4人以上	3.7	4.4	4.0	4.0	3.8(6.3)
・ 合計	66.1	81.4	72.4	65.1	60.5(100.0)
AFEAMA					
・ 1人	192.2	211.6	235.3	248.0	268.9(49.4)
・ 2人	154.9	172.2	190.9	205.6	222.4(40.9)
・ 3人	27.9	32.8	37.3	41.8	47.1(8.7)
・ 4人以上	3.3	3.9	4.5	5.2	5.9(1.1)
・ 合計	378.2	420.5	468.0	500.6	544.3(100.0)

出所：Lhommeau[2001]（社会保障一般制度）

(2) 養育親手当 APE

2000年には APE が2人以上の子のいる家族（うち一人は3歳未満）の53万4,000家族に支給されている（表1）。これは子供たちを養育するために一方の親が就業をやめたりあるいは削減する事態を補償するための制度である。その6割以上において APE の支給は第二子の出生によってなされている（表2）。

なお、それ以前には3人以上の子のいる家族のみが対象であったのが、1994年7月に第二子へと拡張されて以来、APE の受給者数の増加は1994年から1997年の間に急増したが、この増加も終わりを告げた。というのも、1997年の増加率は17.7%、1998年のそれは1.6%にとどまっているからである。1998年12月から2000年12月までは、こうして社会保障一般制度の受給家庭数は安定的に推移している。こうした安定的水位の下で、2人の子供の家庭数の顕著な減少（1998年から2000年で-1.8%）、3人の子供の家庭数の増加（同年で3.9%）、4人以上での家庭数の若干の増加（1.3%増）が見られる。

(3) 幼児手当 APJE も安定的に推移

上述の APE の増加が「長期幼児手当 APJE」の受給者数の減少の大きな要因であった（1994年12月から1997年12月までに21.3%の減少）。3歳未満の子供を有する家庭

に対して所得条件の下で支給される APJE は APE と重複して支給できないからである。その安定化の時期を過ぎて、2000年には新たに1.7%の増加を示している（表1）。

さらに妊娠5ヶ月から生後4ヶ月まで支給され、1996年に所得制限の下で支給されている「短期幼児手当 APJE」はこの1996年に受給者数を顕著に削減させたが(-16.4%)、それ以降安定的に推移している（1999年に0.6%増、2000年に0.7%増）。

（4）AFEAMA と AGED の受給者数の動向

1992年から1997年にかけて、幼児保育給付の受給数は年間20%を越える水準で増加した（表1）。AFEAMA と AGED は親に対して保母の雇用（AFEAMA の場合）、あるいは自宅での被雇用者の雇用にかかる（AGED の場合）被用者及び雇用主の保険料を免除する。それと平行して、保育にかかる特別税の削減が、報酬を受けて保育を行うことについてなされる。1998年以降、法制度の修正によって、この二つの給付の受給者数の格差が広がることになった。

AGED の金額は1995年に顕著に増額され、また3歳から6歳にまで延長された（減額された額ではあるが、同年には受給者の87.2%増）。こうした AGED は1998年1月1日以降受給者の所得に応じて調整され、新しい減税規則が適用された。1995年所得の課税により、自宅での被雇用者の雇用（保育目的の雇用を含む）としての税額の免除の最高額が1,981.8ユーロから6,860.2ユーロに引き上げられた。1997年所得の課税以降、この上限は半減した。こうした措置はこの給付の受給者数の顕著な削減をもたらし、その効果は2000年にもみられる。こうして AGED 受給者数は1998年と1999年に11%減少し、2000年でも7.2%減少しているのである。2000年12月における受給者数はもはや6万1,000でしかない。1997年12月から2000年12月までの間でのこうした減少は子供1人家庭で顕著である（-39%）（表2）。その結果、3人以上子供を持つ家庭の割合が上昇し、AGED 受給者の3分の1を占めている。

逆に AFEAMA の受給者数は規則的に増加し続けている。2000年には前年度比8.6%増であり、出生数の増加（1999年に74万4,000に対し2000年は78万）と女性の就業者数の増加がこれとは無縁ではない。INSEE の雇用調査によれば、6歳未満の子供を一人以上持つ20～49歳の女性のうち、就業者の割合は1999年1月の54.9%から2000年3月の57.1%に増加しているのである。AGED とは異なり AFEAMA は主として1人ないし2人のみの子供のいる家庭に関わり、これだけで全受給者の9割を占めている。

第3章 給付額の推移

（1）1996年から99年の受給権者構造の変化に伴う平均給付額の推移

受給者の子供あたり平均給付額や家庭あたりの平均給付額の動向はそれぞれ給付額の増額や法制度の修正、家族の変容の結果である（表3）。1996年には4年間の平均額上昇の後に、家族あたりおよび子供あたりの給付平均額は給付額の増額がなかったために減少

している。1997年にみられた平均額の急増（受給家庭あたり5.4%増加、受給子供あたり5.1%増加）は、保育や養育親手当に関連した給付の急速な増加に関連している。

1998年には受給家族に支給された年間平均額の2.7%増がみられた。こうしたわずかな増加は家族手当の所得制限から生じている。これは、すでにわずかな給付額しか受け取っていなかった31万家族の排出を伴った。1999年は、逆に、家族手当の普遍主義の復帰により、また1人の子供しかいない家族への新学期手当ARSの拡大により、新たに受給者数が急増している。ARSは年間支給額243.92ユーロでしかないから、家族あたりの平均給付額および子供あたりの給付額が減少することになる（それぞれ、-6.5%、-7.6%）。ARS受給者をのぞくだけで、家族あたり平均給付額は-3.8%にとどまる。

表3 家族給付受給者平均額の動向 (1,000家族、1,000人、ユーロ)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
給付額	17,307	18,880	19,462	20,171	20,437	21,838	21,619	22,021	22,178
家族数	5,871	5,897	5,903	5,914	5,879	5,858	5,567	6,086	6,130
平均月額	245	267	275	284	289	310	321	302	303
対象子数	12,415	12,399	12,342	12,271	12,212	12,212	11,203	12,474	12,470
平均月額	116	127	131	137	139	149	158	147	148

出所：Lhommeau[2001]（すべての制度）

(2) 2000年における家族手当月額のわずかの増額

2000年には家族手当基本月額BMAFは1月1日より0.5%増額された。この月額基礎の増額モデルは、消費者物価の予定される年間上昇率に基づいている。またそれぞれの手当の月額表4の通りである。

表4 家族給付平均月額（2000年1月1日）

給付種類	月額(ユーロ)
家族手当AF	
・子2人	104.66
・3人	238.91
・4人	373.15
・1人につき	134.24

(AF 増額、1人につき)	
・ 11～15歳	29.43
・ 16～19歳	52.33
家族補足手当 CF	136.37
幼児手当 APJE	150.32
養育親手当 APE	466.59
単親手当 API	
・ 妊娠中の妻	493.33
・ 子1人	657.82
・ 2人	822.31
・ 1人につき	164.49
家族扶養手当 ASF	98.14
(減額率適用)	73.57

(参考) 家族給付の定義

(B. Lhommeau “Les prestations familiales et de logement en 2000”, Etudes et Resultats, no.140, 2001 より)

家族給付は子供の扶養、出産助成、幼児支援、単親家族に関わり、以下のような制度がある。

1. 子供の扶養

- (1) 家族手当 **AF**: 2人以上の扶養すべき子供のいる家族に対して、20歳に至るまで所得条件の制限なしに支給される。この手当は第2子以下の子の11歳および16歳で割り増しがある。
- (2) 家族補足手当 **CF**: 3人以上の子供のいる家庭に対して所得条件付きで支給される(うち3人は3歳以上で21歳未満でなければならない)。子どもの数にかかわらず、家族毎にただ一つの割増金が支給される。
- (3) 新学期手当 **ARS**: 6歳から18歳までの学齢期の1人以上の子供を持つ家族に対して所得条件の下で支給される。9月に1回。

2. 出生及び幼児

- (1) 幼児手当 **APJE**: 妊娠4ヶ月から3歳に達するまでに所得制限の下で支給される。「短期幼児手当」は妊娠4ヶ月から産後3ヶ月まで、「長期幼児手当」はそれに引き続いて支給される。
- (2) 養育親手当 **APE**: 家庭において扶養すべき2人以上の子供を有する家庭で(1994年以前は3人以上)、出産ないし養子縁組を機会に退職したり、職業活動を削減したりする親に対し補償する。末子が3歳になるまで支給。
- (3) 認可保母雇用家族助成 **AFEAMA**: 6歳未満の子供の保育のために認可保母の雇用にかかる保険料(保母本人の、使用者の)を肩代わりする。補足金が保育費用(支払われる賃金)の一部を補填するために支払われ、これは子供の年齢に応じて(3歳未満と3~6歳)異なる。2001年1月以降補足金は受給者の所得に応じて調整される。
- (4) 自宅保育手当 **AGED**: 自宅で3歳未満の子供を保育する者を雇用する家庭にかかる諸負担(保険料)を補填する(3~6歳までは減額して支給される)。支給額は受給者の所得により調整される。
- (5) 養子手当 **AA**: 1996年以降、養子縁組により家庭で扶養される場合に所得条件の下で支給される。養子縁組から21ヶ月間支給される。
- (6) 親付き添い手当 **APP**: 2001年に制定されたこの手当は、重病で介護を必要としている子供のために、自らの職業活動を削減し、あるいは中断する被用者、自営業者、失業保険受給者に支給される。3ヶ月のこの手当は障害児特別養育手当の受給まで更新することができる。

3. 単親手当

- (1) 一人親手当 **API**: 子供を扶養する一人親に支給され、1年を限度とするが末子が3歳になるまで延長することができる。
- (2) 家族扶養手当 **ASF**: 子供を養育する一人親、遺児を扶養する家族に支給され

第3部 家族政策をめぐる諸制度と政策の展開

第3部は主として O. Buttner, M-T. Letablier et al.[2002]の概要の紹介からなる。フランスは本年5月の大統領選挙でのシラクの再選、6月の総選挙での中道右派の政権復帰により、本格的な右派政権が成立し、Buttner や Letablier たちが研究対象としたジョスパン社会党政権下の特徴的な家族政策がどのような修正を施されることになるかは興味深い検討課題である。なお Buttner 達の論稿はフランスの家族政策の背景を知る上で非常に有益で

あり、あえてそのまま紹介することにした。従って本文中で「現政権」等とあるとしてもそれはジョスパン政権のことである。

(ここで紹介する論稿の筆者の一人 M-T. Letablier については、筆者は別の関連で翻訳し紹介したことがある。M-T.ルタブリエ、C.デルフォス「品質のコンヴェンションの起源」、G.アレール、R.ボワイエ編著『市場原理を越える農業の大転換』農文協)

第1章 家族政策の制度機構

今日のような家族政策の策定と実施を担う制度機構は、過去の伝統を刻印した様々な政策目標(参照枠組み)に準拠している。一方では人口や出生力主義的な参照基準が弱まる傾向にあり、他方で、とりわけ両性間の平等に依拠した新しい参照枠組みが形成されている。しかし、J.Commaille も指摘するように、こうした参照枠組みは競合関係にあり、制度機構やその権限領域の内部で緊張を生み出しており、このことが政策の解明にとっての難点を提起している(Commaille,2001)。

(1) 家族問題に関する行政

それぞれの政権が、倫理や価値観、社会勢力の力関係に対応して家族問題を定義しようとしてきた。異なったタイプの政権、異なった歴史的時期に応じて様々な「正統な家族」(ルノワールの表現)が定義されることになる。ルノワールは第三共和制の下で、家族の防衛がいかんして国家目的になったかを説明している。ここにあつては、家族をめぐる争点と定義はカトリック教会により擁護されたモデルの自律を志向していたのである。共和制秩序の唱導者は出生率増加キャンペーン、さらには社会秩序の再生産における国家の役割を強調したが、こうした取り組みの中心に家族の独特な定義があつたのである。こうした背景において「国家の家族主義の知的、組織的技術」が実施されたのである。

家族政策は20世紀初頭以降徐々に確立され、当該政策を担当する制度的機構の設置とともに、戦後において確立された。家族政策の制度化は、解放時に公権力の対話相手としての家族の利害の正統な代表機構(全国家族協会連合 UNAF)、ついで家族手当管理の専門的機関「全国家族手当金庫 CNAF」(及びその地方金庫網 CAF)の整備と平行して行われた。さらに公的な研究・予測機関である国立人口研究所 INED や政治的、倫理的権威からなる委員会「人口及び家族に関する高等諮問委員会 HCPF」が家族政策の策定に関与している。

・「家族児童担当省」

この省庁は2000年4月に設置された。その大臣は「他の関連閣僚と連携して、家族と児童についての政府の政策を作成し実施する。この大臣は、その監督大臣たる「雇用及び連帯」大臣を補佐する」(J.O.no84,8avril2000)。その任務を執行するために、大臣は「家族に関する省際委員会」部局、雇用連帯省に属する「社会活動局」、「社会保障局」、その他の部局を活用する。また家族児童省の設置は、左翼政権により家族問題に与えられた関心の強さを示している。すなわち2000年6月15日に、「家族会議」の開始演説において首相は「我々は今後、

家族児童担当大臣を有することになる。この省庁の設置は、政府が家族政策に与えようとしている新たな飛躍を示している」としている(注：2000年の家族会議の内容については、丸山茂「フランス女性の地位と家族政策の基調：最近の家族国民会議から」厚生科学研究費「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」平成13年度3月、を参照)。

(2) 人口問題との伝統的結合

フランスにおいて家族に関する公共政策の誕生において、人口による正当化が重要であった。一般的にフランスでは人口管理は一世紀以上も前から公権力の配慮の対象を成していた。今日「人口政策」についてあからさまに語ることはなりを潜めているが、諸制度は残存し、そのように機能しているのである。

実際、「人口政策」という概念は様々な団体によってひろく拒絶されている。というのも、その歴史的な含意、つまりヴィシー政権との関係からであり、また右翼ないし極右がこの概念を好んで使っているからである。その原則において人口政策概念は数の政治を参照し、その目的は出生数の増加や移民により人口を増加させることである。ここでは二つの潮流が区別され、「出生力主義者 **nataliste**」は、出生力 **fecondite** の増加に傾き、「人口主義者」は出生力と移民を共に扱おうとする。現在のフランスでは人口政策は出生力主義と同一視され、専門家からの激しい拒否を受けている。このことは人口問題が別の問題を担当する機構により扱われるべきだろうということ、厳密に人口的な目的は現在はっきりとは存在しないであろうということを示している。

出生力主義的目的はもはや政策目的とはなりえないとしても、この目的は家族政策の歴史そのものを示している。社会問題としての人口問題の登場は19世紀末(1870年のフランスの軍事的敗北後)にさかのぼり、このときに、「人口減少 **depopulation**」という概念が政治的なアリーナに登場したのである。(注：人口に関する配慮は1865年における乳幼児の死亡率に関する議論においてフランス医学会に登場した。Boudet 医師は **Bulletins de l'academie de medecin** に次のように記している。「祖国は危機に瀕している」、「国民生活が危機に瀕している」、「国民の軍事力、農業の力、産業の力は国民の数とエネルギーを基礎としてはいないだろうか？我が国が(その人口が我が国のそれよりかなり大きくなっている)大国によって取り囲まれるようになって以来、フランスの世代の増加とエネルギーに積極的に配慮しなければ大変なことになるだろう。)。こうしたメッセージは出生力主義者たちにより20世紀前半を通じて、また今日に至るまで、いっそう緩和されてはいるが連綿と続いているのである。出生力主義の潮流は特定の家族及び倫理イデオロギーを擁護する「家族運動」の構成要素をなしている。この運動は社会に対する、宗教的というよりもむしろ合理的で科学的な見方を含んでいる。それはむしろ非宗教的 **laïque** である。出生力主義者にとっては経済的、政治的手段により出生力を増加させなければならず、それは経済力及び軍事力を増大させるためなのであった。出生力主義的潮流は、家族的であると同時に集団的(国民、共和国といった)な倫理の担い手なのである。人口学はこうした倫理の一手段であった。この

倫理が内包する規範は、統計やインディケータ、出生率といった標準化された測定手法により、道具化されていた。

人口管理はその政治的機構(人口及び家族に関する高等諮問会議)、行政管理機構(「人口及び移民局」、政策決定のための研究機関(国立人口研究所)をそなえている。

1) 「人口及び家族に関する高等諮問会議」

「人口高等諮問会議」として 1939 年に創設されたこの会議は家族法典を作成することを任務としていた。ヴィシー政権の下で廃止されたが、解放時に復興された。共和国大統領の下に置かれたこの会議は人口問題及び家族に関する問題について、大統領及び政府に対し諮問することを使命とする。この諮問会議は政府により、促進されもし、抑制されもした。こうして、ポンピドー首相の時には、この諮問委員会は社会問題担当大臣の下に置かれ、当該省庁の多くの部局と同列に扱われたことでこの委員会の重要性が低下した。また、その後、社会関係担当大臣が G.Dufoix の時には、1985 年にデクレが發布され、これにより共和国大統領により、この諮問委員会のすべてのメンバーが選任されることになった。こうした改組はこのデクレの作成に関与した PierreLaroque 氏によれば「この諮問委員会を大統領の付属にしたのは、国内政策上、高等司法諮問委員会や高等国防諮問委員会に匹敵する重要性をこれに与えようとした」ことによる。

現在この機構は 12 人から 19 人の専門家と議長からなる。事務局長は社会関係及び労働担当省の「人口及び移住局」長が担当する。専門委員は、人口学や家族、社会政策などの領域からなる。高等諮問委員会は専門家の意見の陳述や研究上の要請により運営されるが、決められた手法に基づいて指導されるわけではない。人口政策や家族政策に関する統一的な見解に基づいて委員が選任されているのではなく、むしろ出生力主義者、マルサス主義者、人口主義者などといった様々な潮流に属する専門家が参加している。

家族政策をフォローし、適用するために実施されてきたその他の機構は 1980 年から 1995 年の間に、機能を中断し、あるいは休眠状態にある。ジスカール・デスタンにより創出された家族政策省際委員会も 80 年代初頭から活動をやめ、やっと 1998 年になって再開された。

2000 年 11 月における新たな高等諮問委員会の設置において、共和国大統領は、今後フランスが直面するであろう主要な論点を示唆している。すなわち、ベビーブーム世代が引退年齢に達すること、依然として出生率が低迷していることである。「一国の人口的活力と、その繁栄、経済成長との間に密接な関係が存在していること」を想起させながら、大統領はフランスが直面している「人口に関する挑戦」の基本方針を示した。つまり社会における引退者の位置、一人では自立できない高齢者の介護、年金や社会保障費の捻出、新しい形態の家族、家族生活と職業生活との間の調和である。彼はまた、「市民の期待に応えること」、すなわち希望数の子供をもちたいという期待に応える必要を強調し、このことは「国家の崇高な利益」にかない、国の「人口的飛躍」につながるとする。彼はまた「家族政策の飛躍」に賛同することを表明した。このために彼は今後 3 年間(2000-2003)での方針を以下のように提起した。

・家族が、希望する数の子供を持てるように家族を支援する条件を改善すること。乳幼児の受け入れのための給付及び支援を見直すこと、乳幼児支援システムの簡潔化と強化、「女性が家族生活と職業上の成功とを調和できるように、企業を導くこと」。

・親の権威及び親子の絆の強化と再確立。この方針は「社会的紐帯」の強化の目的に統合される。この方針は家族の権利の見直し、家族的責任と国や自治体の責任との間の境界線の再定義を伴う。

・社会における引退者の位置の再確認。社会生活への彼らの統合、高齢者介護について家族と国家との間での分担。

人口と家族との間の結合は、1996年の大統領の演説においてすでに強調されている。「家族政策を人口的配慮に還元することはできないとしても、人口政策は必然的に意欲的な家族政策を通じてなされる。出生率の減少を回避するために家族政策は定義されなければならない」。現在の政治状況において、フランスの人口的伝統とのつながりを体現し、人口と家族政策との緊密な関係に近いのが大統領である。彼が出生率増加を強調していることで、大統領が、この問題について右派の伝統に属していることがわかる。

なお高等諮問委員会は政府のプロジェクトについて勧告を行った。そこでは2000-2001年についてのテーマが指摘された。すなわち、青少年への助成、出生力との関連(幼児保育方式と家族給付)、家族生活と職業生活との調和という三つのテーマが強調された。

2) 「人口移民局」(DPM)

この局は、かなり長い間労働省に設置されていたが(「労働力の流入」との関連で)、現在社会関係省の一つの部局になっている。この局は次の3つの部を持つ。すなわち人口及び国際関係部、移民受け入れ及び統合部、帰化部である。DPMによれば「我が国にはそのものずばりの人口政策はありません。我々は家族に選択の自由を与えています。当面、フランスは人口増加についてのインセンティブとなるような積極的な政策を有しません。出生力の刺激、移住政策もありません」という。出生力については、DPMは家族の自由を強調している。しかしながら、「家族に対してその行動を変えさせようなどと望むものではなくとも、家族が希望するだけの数の子供を持たせることを支援する」政策的意図が潜在している。

DPMの中期的な政策方針は、労働市場及び移民の問題に集中している。最近の国連の報告書が提起していることとは逆に、移民流入を増加させようとするのではなく、働き手の教育訓練を優先することにより失業者を吸収することが重要とされている。建設業やホテル・レストランといった特定の部門での労働のきつさについては、労働及び報酬条件の改善により、労働者にとって魅力のあるものにしなければならないとし、高度の情報技術者については国境をより開放すべきだとしている。

DPMは、政府によりプライオリティーを与えられたテーマ(これについては研究も不足している)に関する作業グループ毎に作業を進める。さらにDPMは国立人口研究所のような研究センターの所管も行っており、こうした研究機関はフランスにおける人口状態に関して政府に報告を行っている。(註：1967年の出生調整に関する法律以降、国立人口研

研究所がフランスの人口状態に関する年次報告書の作成を担当している。この報告書では、出生率 *natalite, fecondite* や婚姻、離婚、死亡率といった人口分析カテゴリーに応じた人口状態について報告される)。このように、行政部局だけではなく、専門家のセンターが直接的、間接的にこうした政策の作成に関与している。研究者の作業が議会や作業グループの中で議論されている。というのも、世論調査と並んで、政治の世界ではこうした研究のみが信頼を作り出すことができるからである。しかし国立人口研究所の仕事は政策措置を作成することではなく、こうした措置の結果を予測し、追求される目的に対する政策の効果を指摘することなのである。

(3) 全国家族手当金庫 CNAF 及び家族手当金庫 CAF による家族政策の実施

全国家族手当金庫 CNAF はフランスの家族政策の主要な機構の一つであり、全土に散らばった家族手当金庫 CAF ネットワークを通じて、これが「最低統合所得 RMI」や「住宅助成」と並んで家族給付の全体を支給する。行政的な特徴を有する公的機関の地位を与えられて、この金庫は、国家の監督の下、社会パートナーから構成された同数代表者委員会により管理されている。家族政策の本質的な機構としての全国家族手当金庫はここ15年以来フランス政府の一般的基本方針に沿って、恵まれない公衆へと活動を集中させている(失業対策、社会からの排除に対する対策)。基礎となる125の金庫が全国レベルで決定された家族政策を実施する。

CNAF は政策作成への参画(CNAF 理事会による提案及び議論への参加の役割)と、政策の実施(給付の支給)という二重の機能を有する。CNAF の組織改革を行ったジュペ首相のオールドナンス(1996)以降、国との関係は契約化されている。4年ごとに更新される「目的及び管理に関する取り決め」が国との関係を定義し、CNAF を「国の後見下にある機関」にしている。全国金庫がこの取り決めを作成し、これが国側の代表者と交渉される。フランスのすべての社会保障機構と同様、CNAF と CAF は二つの決定機関を持つ。すなわち、全般的な権限を有する「直接民主主義」の表現としての、理事会と、他方での政府により任命される事務局長(行政委員会の決定を準備、執行し、また固有の権限を有する)である。さらに監視委員会がこの目的取り決めの実施状況を検証する。この委員会は議会により監督されるが、貧困撲滅の主要な非政府組織の代表者を含む。理事会は経済関係団体の代表(5つの労働組合、2つの経営者団体、自由業者の代表)、市民社会の代表(全国家族協会連合 UNAF により代表される家族協会)、国側代表(家族政策領域に通じたものとして介入する。2人は野党側、2人が与党側)を含む。理事会は受給者と並んで「市民社会」を代表するという配慮を示している。こうした拡張は最近のことであり、それまでは経済関係団体が支配していたのである。フランスでは家族政策の財政はその多くが、経営側と労働側の社会保険掛金により保証されていることを想起しておくことが重要である。委員は組合や職能団体、協会により任命されるのに対し、議長は委員会のメンバーの中から選出される。1967年以降、議長職は「フランスキリスト教労働者連合会 CFTC」から選

ばれている。

権限配分は二重の配分に応じてなされる。すなわち CNAF と CAF との間で、また理事会と義務局長との間である。理事会はその活動領域全体におけるこの機関の政策を決定するのに対し、事務局長は理事会の決定を準備し、執行する。CNAF のために規定されている運営原則はすべての CAF にも妥当する。すべての CAF の議長を結集した「議長委員会」が年 1 回開催され、これが活動報告をまとめ、事前に設定されている家族政策のテーマについて検討する。議長委員会は国側代表の出席を得る（今年は新しい「家族及び児童担当」大臣）。国側代表が政府の方針を提示するのである。運営は事務局長の権限に属する。

社会保障の「家族」部門は二つの役割を有する。

- ・家族への助成金を支給する。家族手当や住宅助成などの規則に決められた給付を支給。
- ・社会活動の役割。家族に対して設備やサービスを提供するために様々なタイプの介入（特定の施設の運営費用の肩代わり、サービスの給付、協会への補助金支給など）。社会活動はまた、的を絞った金銭給付により家族を助成する。

全国金庫の議長によれば、「全国金庫及び金庫の理事会は社会活動に関することに非常に敏感である。というのも、これこそこれらの金庫が決定できる領域だからである。全国レベルでの方向付けに応じながらも、これらの金庫は地域条件に適応しなければならない」。

全国金庫及び「家族分野」の活動領域は発展しており、もはや家族が活動の唯一の対象なのではない。実際、受給者の 4.2% は家族給付ではない。このことは、金庫が RMI や住宅助成（学生を含む）などの特定数の最低社会給付を支給していることによる。（註：全国金庫は RMI を支給しているが、この給付は、厳密な意味での家族政策には属さない。RMI は国家予算に属し、金庫はこの給付の支給ネットワークの一つであるにすぎない。なお住宅手当は 60 万人の学生に支給されており、この数も 1, 100 万人の受給者に含まれている）。

結局、家族政策におけるこれらの領域は、その政策の内容とプライオリティーについての論争は激しいが、国民の広い合意を得ている。家族及び児童省の最近の創設は、左翼政権の下で正当化されている。この省庁の名称そのものが、人口数の問題というよりもむしろ生活の場としての児童と家族を強調しており、20 世紀を通じてフランスの公共活動の特徴づけてきた人口的正当化に対する相対的な決別を示している（出生力主義的な遺産は制度機構や家族手当の一部の支給条件にしみこんでいるとしても）。

（4）家族国民会議：新しい手法の登場

1995 年 7 月 25 日の家族に関する法律（いわゆる「ヴェーユ」法）は、「政府は毎年、家族会議を開催し、これが家族運動団体と関連組織を招待する」と規定している（第 41 条）。（註：1994 年の 6 月にフランス下院に提案された家族に関する法案においては、家族会議に関する条項は存在せず、提案理由において次のように述べられただけであ

った。「家族の代表機関（全国家族協会連盟 UNAF、県家族協会連盟 UDAF を通じて、その日常生活について知らせる任務を負う諸機構の代表）が発展させられなければならない」（Assemblée nationale, document no.1201,2eme SO 1993-1994）。下院での議論の後に、第一読会で採用され、上院に送付された法案は31条（新）は次のように規定していた。「政府は毎年、UNAF で代表され、かかるものとして社会経済委員会に議席を有する全国規模の家族連盟や協会と、首相及び家族担当大臣との間で、家族に関する全国会議を開催する」（Senat document no.485 SO 193-194）。与党及び野党の多くの議員にとって、こうした家族国民会議の構成は制約的すぎた。議論の後に、最終バージョンでは、会議の構成については言及していない。第40条は同数混合委員会で、国会により承認された。この会議は1996年以降毎年開催されている。この会議は左翼政権の後押しの下で、徐々に強力な機関になった。それは家族及び児童に関する公共活動を方向付けるための不可避の手法として現れることになった。これは政府のその政策に関する単なるコミュニケーションの手段ではなくなった。この会議は、それが行う意志決定手続きとメカニズムの統治形態を示している。当該の大臣と政府が家族及び児童に関する政策の方向付けを提示するのがこの会議の中でなのである。

1995年12月21日の「社会サミット」で、ジュベ首相は「家族会談」の開催を表明した。家族給付への課税を規定していた社会保障改革案が引き起こした不満に対処するため、当時の政府が家族団体と議論しなければならなくなったのである。新聞に発表された若干の修正の記事は CFTC や「司教会議」による激しい批判を浴びた。こうした批判の高まりに対処するために「会談」が最初の「家族会議」になったのである。こうして家族会議はいわば危機から誕生し、一方での公的支出を削減し、家族支出を制限しようとする政府と、他方での家族の利益を擁護する団体との間での緊張から生まれたのである。

ところで家族会議には以下が参加する。「首相及び当該大臣（住宅、社会関係、雇用）の他、UNAF に集う家族運動団体全体、社会保障機関、社会的パートナー、地方自治体の議員及び代表、当該問題の専門家」（家族省際委員会のメンバーとのインタビューから）である。準備段階において担当大臣は、政府のパートナーと会談し彼らからの意見を聴取する。こうした協調は様々な形を取る。すなわち、家族会議のすべての参加メンバーとの対話（UNAF や家族に関する大規模な協会、労働組合、議員の団体、PTA 等）、専門家や研究者からの意見の聴取、家族政策の様々なアクターとの研究セミナーの開催などである。

こうして最近では三つの作業グループが2000年6月の家族国民会議を開催した。一つは住宅、別の一つは幼児、最後は家族生活と学校との関係に関するグループである。7つの分科会が2001年の会議を準備し、作業グループは2002年の会議を準備している。別の団体も取り扱われるテーマに応じて接触を持つ。例えば、2001年のプログラムにあった青年問題と関連して、全国青年協議会が代表者を選出するよう促された。2002年の会議への準備作業が進んでおり、担当大臣により主催されたセミナーが2001年10月11日に開催されている（テーマは「職業生活と家族生活との間の和解：新しい

争点、新しい論争、新しいアクター」)。このセミナーは研究者と専門家（全部で7人）、労働組合や経営者団体、協会（家族協会や女性団体）を代表する社会パートナー（9人）、家族政策に関わる行政や管理機関などを集めた。このセミナーを契機に、三つの作業グループが構成された。一つは企業レベルでの交渉における協調の重視に関し、二つ目は地方レベルでのイノベーション、三つ目は職業生活と家族生活との調和に関わる。こうした作業グループから提案がなされることになる。

なお1995年の家族に関する法律の第41条はこの家族会議の内容についてはいかなる規定も与えなかった。しかし、かつては意見交換の場でしかなかった家族会議が、今や家族政策のすべてのアクターの不可避の会談の場となり、首相が家族政策の現状と新しい措置について説明する場となったのである。

多くの要因が重なって、この会議は家族政策の年次会談となった。1997年に、ジョスパン首相による、事前の協調なしでの、家族手当に所得制限をつけるという決定及び表明に対する反応は、新しい政府に対して、フランスで家族政策が有していた激しい性格についてあらためて知らせることになった。それは、政府に対して、家族の代表機関との対話の必要性、「左翼」の家族政策を提示する必要性を示したのである。

家族会議の創設までは、家族政策に関する多くの発話は大統領の権限に属し、人口及び家族に関する高等諮問委員会 HCPF や「フランス家族賞」の大統領府での授与式、UNAF 大会という3つの機会を示された。コアビタシオンの時代には、首相は家族政策の方向付けを提示するための「シンボル」以外の場所を持たなかった。家族担当大臣がその政策を提示する番になったのである。1998年以降は、家族会議が政府の家族政策の提示の場となり新しい機構の設置（1998年以降の家族に関する省際委員会、2000年での家族担当省）は家族会議を制度化することになった。家族協会全体、政党、労働組合などが即座に、家族会議で採用された決定を検討し、家族政策に対する彼らの見解の主要な軸を提起しながら、表明された政策措置に対する彼らの立場を明らかにすることになる。家族国民会議はこうして、提案の作成そのものに社会的パートナーを巻き込むことで家族政策を策定するのである。

（5）家族政策に対する社会的アクターの立場

フランスの家族政策のシステムの独自性はその機能と組織による。家族政策分野は、社会的アクターや政治的アクター、経済アクター、家族協会などの広範な動員により特徴付けられる。こうした手続きが家族政策をめぐるコンセンサスを醸成する。逆に、1905年以降の教会と国家との分離のために、宗教的機構は他の国におけるよりマイナーな役割しか果たさない。

1) 政治的アクター

家族政策は、政治的潮流(これらの家族観は歴史的に構築されてきた)の間での妥協の産物である。政権について政党の間での同盟に応じて、家族問題は様々に取り扱われてきた。左

翼政権は、これまで政治問題としての家族問題について比較的無関心であったというイメージを払拭しようとしている。ミッテラン時代はこの点について幾ばくかの期待はずれであった。現在の政府は、右翼が家族主義的、左翼が個人主義やフェミニズムに近いという図式を超えようとしている。新しい妥協が構築されようとしているのであろうか、そうであるとすればどのような基礎に基づいてなのであろうか。

家族の定義及びその境界の定義が主要な争点となっている。例えば「連帯に関する市民的契約」PACS の際に示されたようにこの定義が政治的社会的争点となっているのである。それぞれの政府は社会的な力関係の状態、倫理、価値観に対応して家族を定義しようとしてきたのである。

フランスでは、家族及び家族政策観について、右翼と左翼を大まかに対立させることが慣例となっているが、状況はより複雑である。というのも、それぞれのブロックはとても均質的とは言いがたく、それぞれの中に家族問題に対する異なった見解を有しているし、立場も状況にあわせて流動的なのである。

家族的価値と、基礎的な社会的機構としての家族を擁護する「家族主義」の右翼と、家族的な集団の利害よりも個人的利益を優先させる個人主義的でフェミニスト的な左翼、という伝統的なわけ方は、より複雑になっている。第一に、家族の重要性、家族関係への国家介入の重要性に関するコンセンサスは左右を通じてフランスにおいて未だ根強い。第二に、19世紀以降家族問題は人口問題と緊密に結びついてきた。とりわけ、出生主義的潮流が今なお、左右を問わず根付いている。この潮流は、左翼にあってはより「人口主義」的で、非宗教的であるが、右翼にあってはより厳密に出生力主義的で、宗教的である。家族主義は、フランスでは20世紀初頭以降見られる。その起源は社会カトリシズムと19世紀の社会改良主義にある。それはとりわけ大家族への支援のための国家介入の要求により示されてきた。

大家族への支援の問題はかつてほどには目立たなくなっているとしても、その影響は家族政策に影響しつづけている。すなわち課税における「家族係数」、第二子からの家族手当の漸進性、第一子について家族手当がないことなど、である。逆に出生力主義者は出生力の低下が引き起こす将来の不安を強調しつづけている。こうした潮流は専門家や社会学者、人口学者の主張に依拠している。

①左翼：社会党及び共産党、緑の党、「市民運動」

1997年に政権の座につくや否や、左翼同盟は、先ず第一に、家族手当に所得条件をつけることを表明した。これは社会的公平性を目的としており、その選挙公約に対応したものである。世論によってこうした措置があまり受け入れられなかったことは、政府に対して、家族問題について国民への説明の必要性を突きつけることになった。

1997年7月19日の施政方針演説の中で、ジョスパン首相は次のように述べた。「我々の家族手当システムをより公平で、効率的にし、真に必要としている人に手当を支給するために、家族手当は所得条件の下に置かれることになろう(2人の子供のいる家族について1月当たりの所得が2万5,000フラン、3人の子供では2万8,000フラン以下)」。こ

の措置は大きな反発を買った。1997年10月14日付の *Le Monde de l'économie* は「左翼と家族：大きな無理解」と題した特集記事を載せた。家族手当に所得条件をつけることで、政府は「世代の刷新の問題に無関心であるという印象を与え、この問題の社会的側面にしか、すなわち中程度以下の所得の家族への支援にしか重要性を与えないのである」。数ヶ月の間、野党の国会議員や家族協会は「政府のひどい家族政策」について再考を促そうとした。

この措置への世論による拒絶に直面して、政府はその決定を見直しをせざるを得なくなり、家族係数の低下を行った。1996年6月12日のコミュニケ「より公平な家族政策」の中で、労働社会関係大臣オーブリーは、「1996年において、家族部門で120億フランの赤字があり、家族政策は危機に瀕していた。政府は昨秋、最も支援を必要としている家族に公的助成を集中するという緊急措置を取った。これはより公平と連帯を促すために、家族手当に所得条件を付することであった。しかしながら我々の家族政策は、家族係数を通じて裕福な家族に対して有利なために、不均衡なままである。家族政策のパートナー全体との協調の後に、政府は、家族係数の上限を低下させること、その代わりとして、家族の全体に対して家族手当を給付することを決定した」。

1998年以降、政府は「左翼の家族政策」を再定義したが、この政策は「(単数の)家族」に対してではなく、「(複数の多様な)諸家族」に向けられる。1998年6月12日の家族国民会議の開催演説の中で、首相は、同会議は「法的責務の単なる実施などではなく、我が国における新しい家族政策にとっての出発点をなす」とし、政府の行動は「もっとも恵まれない家族について強化されなければならない(かといってその他の家族を無視しているわけではない)」と述べた。

Le Parisien 紙とのインタビュー(1998年6月12日付)のなかで、首相は、1997年にとられた、家族手当の所得への条件付けという決定は、前政権によりそのままにされた「家族」部門の赤字に対処するための緊急措置であったと述べた。「社会保障の「家族」部門の赤字に対処するために我々が緊急的に決定した家族手当の所得への条件付けよりも、家族係数の上限の低下のほうが、より漸進的で、より再分配的であると思われる」。このインタビューが、かつて左翼はそうであったし、今も家族政策に対して消極的であり、右翼にこの政策を委ねているように見えると問いかけたのに対し、首相は左翼の家族政策を定義して次のように答えた。「家族はいかなる政治的潮流にも帰属しないが、異なったアプローチが存在する。我々は、社会的公平という要請が家族政策全体において示され、より貧しい家族に有利になるようにしたい(こうした家族はしばしば大家族である)。我々は特定の家族モデルを優先したいとは思わない。我々の家族政策は家族の発展、習俗の発展に応じて調整されなければならない。政府の活動は、こうした開かれた精神において実施される」。

②労働組合

久しい以前から家族生活と職業生活との間の関係に関する問題は労働組合にとっての関心事であった。労働市場に女性が大量に進出した60年代以降、子供の保育や労働時間、仕

事と家庭の調和という問題が考慮されることになった。この問題は、政府が働く母親を保護するために立法措置を行った 20 世紀はじめ以降提起されていたのである。戦後すぐに、女性労働者が母親としても考慮されるように求める組合からの圧力が強くかかった。その結果家族及び労働者の家族生活は労働組合が常に配慮するテーマとなっている。ここ 10 年間、この問題は労働組合のナショナルセンターにおいても、研究セミナーにおいても、政府により組織された委員会の中でもしばしば議論されてきた。家族と労働との接合、職業的平等、労働時間短縮、フレックスタイム制、労働者の家族生活に対するフレキシビリティの影響、不定期雇用の増加、女性の深夜労働、家族雇用、身近な雇用、こうしたすべての問題がしばしば論じられてきた。

制度的な観点からは労働組合のナショナルセンターは家族政策を管理する組織 (CAF,CNAF) の理事会メンバーである。これらのセンターは家族会議で代表され、「職業的平等に関する高等諮問委員会」のメンバーでもある。こうした参加により、労働組合は家族政策及び男女平等政策における国家のパートナーとなっている。

すべての労働組合はこうした問題を調整するために国家介入が必要であることに同意している。これらの組合の多くは、例えば幼児の受け入れ施設やサービスの分野、職業的平等の分野において、国はそれほど積極的でないと感じており、とりわけ、家族生活と職業生活との調和、男女平等の促進において、企業主も役割を演じるべきだと考えてもいる。時短に関する法律の採用がこの問題に関する議論を深める機会となった。同様に、身近な雇用及び家族的雇用の創出のための公権力の活動がこうしたテーマに付いて多くの議論を促した。しかしながら、こうした介入の原則に付いてコンセンサスがあるとしても、主要なナショナルセンターの間で意見の違いがある。

(あ) フランス民主労働連盟 CFDT

労働力の女性化は公権力に対してのみならず、社会パートナーに対しても新しい問題を提起し、こうした社会パートナーは自分たちの要求の作成において、この事実を考慮しなければならなくなった。「女性や若者の配慮が現在喫緊の課題をなす。報酬だけが問題なのではない。我々は同時に親でもある。欧州の女性に対するフランス女性の特殊性の一つは、彼女らが働きたいと希望していること、彼女らが金銭的自立を得たいと希望していること、子供を養育する手段を得ようとしていることである」(CFDT 女性部長とのインタビュー)。「女性の問題は、男性にも、女性にも同時に提起されなければならない」。

「(家族で過ごす時間と職場での時間という) 社会的時間の接合 *articulation* が、今日のフランスでしばしば語られている。長い間、(労働と家庭生活との) 和解 *conciliation* について語られてきた。「接合」という考え方は、「和解」という考え方が包含してきた否定的なイメージを除去してくれよう。「和解」とは、妥協しがたい二つの事柄が調整されることであるが、「接合」とはよりフレキシブルであろう」(同インタビュー)。CFDT は例えば、労働時間の短縮や職業的平等、雇用の男女混合性、家事労働や育児への男性の参加といった問題により踏み込もうとしている。「いずれにしても残された問題は、家庭内、私的領域にあり、それ

は男女平等には分担されていないのである」(同インタビュー)。

(い) フランスキリスト教労働者連盟 CFTC

CFTC によれば、家族政策は二つの主要目的に答えなければならないという (CFTC ホームページの家族政策に関する見解から)。

- ・両親が子供を保育し、養育することができるようにすることで世代の更新を保証すること。

- ・養育費用を補填してやることで家族生活水準、収入水準を保証すること。

こうした立場により、この組合が、人口上の均衡を維持し、世代間の均衡を維持するために、出生力主義的な家族政策へのキリスト教的な配慮を強調している。「家族を支援することは適度な人口の増加を促進することである。このような人口増加は我々の社会保障制度の運営にとって不可欠である。というのも、世代間の均衡に基づくことで、人口増加が経済成長を促進するからである」(同)。こうして、家族政策に関わる任務は長期にわたり形成されてきたものであり、家族政策の安定性を保証しなければならないとする。家族政策の長期にわたる特性と、その安定性という考え方を強調することで、この組合は、1997年のジョスパン首相による、家族手当の所得への条件付けに強く反対することになったのである。またこの組合は、第一子からの家族手当の支給と、年齢制限の22歳までの引き上げを以前から要求してきた。税制面においては、現在家族係数において子供は0.5と数えられるのに対し、1と数えるように要求している。子供の保育方法に付いての自由選択を擁護することで、この組合は、他の主要な労働組合と異なっている。これらの組合は幼児の公的サービス、集団的保育により積極的なものである。ところがCFTCは「家族雇用を促進するために家庭での保育を促進する必要がある」(2000年6月9日のコミュニケ)とする。託児所の受け入れ時間の延長に賛成するとしても「実施される時間量については慎重であるべきである。労働時間の短縮が両親による子供の保育を促進しなければならない。CFTCは第一の関心事項が子供であるのか両親の労働であるのかを考えなければならない。託児所の数が増加しなければならないとしても、個人による養育こそが家族の必要にとっての最良の回答である」。また全国家族手当金庫CNAFの議長は、その創設以来CFTCが保持し、この労働組合の多くの幹部は家族協会の積極的な活動家なのである。

(う) 労働総同盟 CGT

他の労働組合ナショナルセンターと同様、労働総同盟も第一子からの家族手当の支給を求めてきた。この組合もまた、1994年以降、物価予測に基づいた家族手当のスライド制方式の改定を評価している。この組合は、新しい指標が、「労働及び、労働者が子供に与える養育による富の創出への家族の貢献度も考慮するよう要求する。労働総同盟は、第一子から、子供一人につき月額1,500フランの家族手当が支給されることを要望する」(2000年12月5日の声明)。この組合は、議会で共産党により提案された「青年自立手当」の要求を支持した。この給付は、2001年6月11日の家族国民会議での労働総同盟による提案の目玉の一つであった。

この組合は、長い間、幼児の公的サービスの創出を要求してきた。「幼児の受け入れに対するサービスや助成といった措置のパッチワークは政策を不透明にしており、ニーズも満たされていない。このために労働総同盟は、幼児の受け入れのための広範な公的サービスの展開を希望する」。この意見は、全国家族手当金庫にこの組合から選出されている委員により次のように表明されている。「こうした公的サービスは、独立の保母の脆弱で曖昧な報酬と雇用状態を防止し、彼女らを家庭的託児所へと統合することであり、これにより親はもはや雇用主ではなく、利用者となる」(2000年12月30日のコミュニケ)。

3) 家族協会と家族の利益擁護

組織的で積極的な家族運動の存在がフランスと他の欧州諸国との違いである。これが家族政策の本質的な要素をなしている。

①歴史の重さ

家族運動は19世紀末から20世紀初頭に生まれた。最初の家族協会は家族主義(「大家族の父母の人民連合」(1908年)や「もっとも大きな家族」(1915年))やモラリストの主張(「生活のための同盟」(1916年))などに根付いていた。家族運動の政治的活動は20世紀初頭以降続いている。こうした運動が1920年の「家族の権利」宣言、1939年のいわゆる「家族法典」の起源となった(家族及びフランスの出生率に関する1939年7月29日の法)。1942年12月には、ヴィシー政権が「グノー法」を採択し、これは家族協会ネットワークに基づいた家族代表システムを確立するものであった(コミューン及びカントンごとに一つの協会の設置)。解放時に無効となったこの法律に代わって、家族協会に関する1945年3月3日のオルドナンスが發布された。(注:このオルドナンスは「1942年12月29日付の「グノー法」の無効を確認」した。グノー法の単一の協会に代わって「我々の公共的権利の自由な伝統に適合的な複数代表性」が取って代わった。このオルドナンスが第5条で、UNAF,UDAFを創出し、これらが家族政策に関する国家のパートナーとなったのである)。家族協会を、家族の制度化された代表かつ国家の対話相手として規定したこのオルドナンスの要点を理解するためには、このオルドナンスの提案理由を思い起こすのが良い。「労働階級は、最近、1884年の組合に関する法律の中に、自らの力を表明し、国家の社会生活に対してもっとも活力のある貢献を与える機会を見出すことができた。組合の自由の確立があらたに、職業組織に結集した労働者にたいして広範な可能性が与えられた今、同じ自由の空気において、家族団体を構築する必要がある。こうした団体は、国家が企図している人口の飛躍的増大において、政府の強固な土台をなすであろう。政府の要請に対して、そのもっともかけがえのない息子たちを提供した大家族も、また、若い世帯も応えている。若い世帯は国の再興に熱心に取り組んでいるのである。」。

この目的は明確である。すなわち、労働者の利益を代表する労働組合にならって、家族の利益を代表する団体を確立することであった。家族に対して、労働者がそうであるように、代表され、擁護されるような手段を与えることが重要なのであった。その違いは、家族運動